

【エースカード規定(当座預金・個人用)】

1. (カードの利用)

(1) 常陽エースカード(当座預金・個人用)(以下カードといいます)は、次の取引に利用することができます。

- ① 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「入金提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して当座勘定に預入れる(当座貸越金の返済を含みます。以下同じ。)場合
- ② 当行、および当行が現金代払業務を委託した先または当行が現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関のうち当行の定めるもの(以下「出金提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して当座勘定から払戻す(当座貸越金の払戻しを含みます。以下同じ。)場合。
- ③ 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「カード振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を当座勘定からの振替えにより払戻しを行い、振込の依頼をする場合。(以下「振込」といいます。)
- ④ ペイジー口座振替受付サービス利用規定における収納機関、もしくは、当該収納機関からの委託を受けた法人の受付窓口に対して、カードを提示して預金口座振替の依頼を行うことにより、当行の「ペイジー口座振替受付サービス」を利用する場合。
- ⑤ その他当行所定の取引をする場合

(2) カードの発行に当っては、当行の定める手数料をいただきます。

2. (預金機による預金の預入れ)

(1) 預金機を使用して預金を預入れるときは、預金機にカード、入金帳および現金を挿入して操作してください。なお、入金提携先では入金帳はご利用いただけません。

(2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行が定めた種類の紙幣・硬貨に限ります。また、1回当りの預入れは、当行が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

(1) 支払機を使用して預金を払戻すときは、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。

この場合、当座小切手の振出しは必要ありません。

(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または出金提携先所定の金額単位として、1回当たりの払戻しは、当行または出金提携先所定の金額の範囲内とします。また、1日当たりの払戻し限度額は当行が定めた範囲内とします。

(3) 当行および出金提携先の支払機により払戻す場合、払戻金額と後記5. (1)に規定する手数料金額との合計額が、払戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは払戻すことができません。

(4) 別途当座勘定貸越契約を締結している場合、カードによりその残高をこえて払戻しの請求があったときには、当座勘定貸越約定書の条項にかかわらず、不足額につき同約定書所定の当座貸越が自動的になされるものとし、その当座貸越金を当座勘定へ入金の上払戻します。

4. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻しを行い、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、当座小切手の振出しは必要ありません。

5. (自動機手数料等)

- (1) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先ともに店頭表示の支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、当座小切手なしで、当座勘定から自動的に引落します。なお、出金提携先の自動機利用手数料は当行から出金提携先に支払います。
- (3) 当行の振込機を使用して振込する場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を使用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料を振込資金の預金口座からの払戻し等時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻し等をした預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。
- (4) 預金機を使用して預金に預入れる場合には、当行および入金提携先所定の預金機の使用に関する手数料をいただきます。なお、前記(1)と(4)に定める手数料を合わせ自動機利用手数料といいます。

6. (代理人カード)

- (1) 代理人による預金の預入れ、払戻しおよび振込を行う場合は、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金を預入れてください。なお、入金提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しを行うことができます。なお、出金提携先の窓口ではこの取扱いはしません。
- (3) 前記(2)による払戻しを受ける場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、カードの記名人本人であることを証明する書類等をそえてカードとともに提出してください。この場合、当座小切手の振出しは必要ありません。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記(2)によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

8. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人

に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

9. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

10. (盗難カードによる払戻し等)

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあ

った場合

11. (カードの紛失、届出事項・暗証の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

12. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

13. (預金機・支払機・振込機および端末機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機および端末機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、出金提携先の支払機またはカード振込提携先の振込機を使用した場合の提携先またはカード振込提携先の責任についても同様とします。

14. (解約、カードの利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、カードを当行に返却してください。なお、当行当座勘定規定により、預金口座が解約となった場合にも同様とします。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第15条に定める規定に違反した場合

② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

15. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

16. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定及び当座勘定貸越(借越)約定書の各条項により取扱います。

17. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)